

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	京阪ホールディングス株式会社		コード	9045		
提出日	2025/5/19	異動（予定）日		2025/6/18		
独立役員届出書の提出理由	<ul style="list-style-type: none">第103回定時株主総会終結の時をもって、独立役員である梅崎壽氏が社外取締役を退任するため。第103回定時株主総会で社外取締役として新たに選任される予定の本保芳明氏を独立役員に指定するため。					
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）						

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	橋爪 紳也	社外取締役	○													○	有
2	ケン・チャン・チェン・ウェイ	社外取締役	○													○	有
3	山本竹彦	社外取締役	○													○	有
4	田原信之	社外取締役	○													○	有
5	草尾光一	社外取締役	○													○	有
6	濱崎加奈子	社外取締役	○													○	有
7	本保芳明	社外取締役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
7		当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 捉足説明

当社は、以下のいずれにも該当しないことを社外取締役の独立性の要件としております。
1. 当社の取引先
当社グループ（※1）の取引先で、直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループの年間連結総売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者等（※2）
2. 当社を取引先とする者
当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者等
3. 弁護士、公認会計士等の専門家
①弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループとの間に顧問契約を締結している者（当該顧問契約を締結している者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
②弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた後に所属する者をいう。）
4. 主要な借入先
直近事業年度において、当社グループの連結総資産の2%を超える額を借り入れている金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者等
5. 会計監査人
当社の会計監査人である会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員
6. 寄付または助成
当社グループから過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付または助成を受けている組織の業務執行者等
7. 相互就任
当社の取締役・執行役員が役員に就任している会社の業務執行者等
8. 主要な株主
当社の総議決権の10%以上を保有する主要な株主またはその業務執行者等
9. 当社等の出身者
当社および当社グループの業務執行者等
10. 過去3事業年度において1から7.に、過去10事業年度において8.および9.に該当していた者
11. 前1～9.のいずれかに掲げる者（重要な職位（※3）でない者を除く。）および9.について過去10事業年度において該当していた者（重要な職位でない者を除く。）の二親等以内の近親者
※1 「当社グループ」：当社および連結対象会社をいいます。
※2 「業務執行者等」：業務執行取締役、執行役、執行役員および業務執行者またはその他の使用人のほか、業務執行者でない取締役および監査役をいいます。
※3 「重要な職位」：会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所等においては所属する会計士、弁護士等をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g. 及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在」または「最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在」または「最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。